

鹿追町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和7年 9月 1日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 清水 浩徳

1 監査の概要

- (1) 監査実施内容 国保病院における薬品管理について、令和7年度は4回の在庫確認調査を実施することとしている。本調査は第2回目となるものである。
- (2) 監査実施期間 令和7年 9月 1日
- (3) 監査方法 病院から提出された薬品リストから薬品を抽出し、その数量及び管理状況について調査を行った。適宜担当者に説明を求めながら実施した。

2 監査の結果

内服薬・外用薬・注射薬・ワクチン類の数量並びに管理状況を調査した結果、全て適正に管理されていることを認める。

患者が入院時に持参し在庫となる薬品についても、同様に適切な管理が行われていると認める。当該薬品が患者の退院等により使用されることなく廃棄となる場合があるが、やむを得ない措置であると考ええる。

また、麻薬類については数量が適正であり、二重施錠による保管等、管理状況も適正であると認める。

麻薬類の使用期限切れによる廃棄処分については、複数の保健所職員の立ち合いの下で実施されていることが確認された。

今後においても、薬品に関して厳重かつ効率的な管理の継続を求める。